

## 特別養護老人ホーム士別コスモス苑 重要事項説明書

指定介護福祉施設サービスの提供に当たり、施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

ご利用は、原則として要介護認定の結果、「要介護3」「要介護4」「要介護5」の認定を受けた方が対象となります。

### 1 事業の目的と運営方針

士別市（以下「開設者」という。）が開設し指定管理者として社会福祉法人三愛会（以下「事業者」という。）に委託し運営する指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム士別コスモス苑）（以下「施設」という。）は、介護保険法令に従い、施設の従業者等（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定介護福祉施設サービスを提供することを目的とします。利用者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、指定介護福祉施設サービスを提供します。

### 2 事業者（法人）の概要

事業者番号	北海道指定第173200593号
事業者（法人）	社会福祉法人 三愛会
所在地	〒095-0015 北海道士別市東5条16丁目3129番地
代表者	理事長 佐藤 京子
設立年月日	平成13年 8月14日
電話番号	0165-29-6661

### 3 施設の概要等

#### (1) 施設の概要

施設名	特別養護老人ホーム 士別コスモス苑
所在地	〒095-0041 北海道士別市東9条2丁目2番地
施設長	館洞 章彦
開設年月日	平成12年4月1日
電話番号	0165-22-2280
FAX番号	0165-22-3733

#### (2) 設備の概要

居室	32室 1人部屋（17室） 2人部屋（3室） 3人部屋（1室） 4人部屋（11室）
静養室	1室 居室で静養する事が一時的に困難な利用者が使用できる静養室を設けます。

食堂	1室 利用者の全員が利用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用しやすい適切な備品類を設けます。
浴室	2室 一般浴槽・特殊浴槽
洗面設備	2室 利用者が使用しやすい適切な洗面設備を設けます。
便所	17室 利用者が使用しやすい適切な便所を設けます。
医務室	1室 利用者を診療するために必要な設備及び備品を備えます。
機能訓練室	1室 利用者が利用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設けます。
面談室	1室 相談などを行えます。
その他	以下の設備を設けています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員室</li> <li>・看護職員室</li> <li>・調理室</li> <li>・洗濯室</li> <li>・汚物処理室</li> <li>・介護材料室</li> </ul>

#### 〈居室の変更〉

下記に該当する場合は、利用者及び代理人との協議の上実施するものといたします。

- ① 利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。
- ② 感染症等により個室への入所の必要があると医師が判断した者
- ③ 著しい精神状態等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者。

#### (3) 施設の従業者体制

職種	職務の内容	員数
施設長	業務の一元的な管理	1名
医師	利用者の健康管理及び療養上の指導	1名以上
生活相談員	利用者・家族への相談援助、地域との連絡調整	1名以上
介護職員	介護業務	27名以上
看護職員	健康管理・口腔衛生・保健衛生管理	3名以上
管理栄養士又は栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導	1名以上
調理員	食事の作成、配膳等	必要数
機能訓練指導員	機能訓練等の指示・助言	1名以上
介護支援専門員	施設サービス計画の作成・実施	1名以上
事務職員他		必要数

#### (4) 営業時間と定員

営業日	年中無休
営業時間	月曜日～金曜日（土、日、祝日を除く。） 8時45分～17時30分
定員	70名

#### 4 施設サービスの概要

##### (1) 介護保険給付対象サービス

次のサービスについては、居住費・食費を除き、通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。「5 利用料等」をご確認ください。

種 類	内 容
施設サービス 計画の作成	<p>施設サービス計画を作成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、利用者又は代理人に対して説明し、同意を得たうえで作成します。</li> <li>施設サービス計画には、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項を記載します。</li> <li>施設は、原則として6月に1回以上、若しくは利用者又は代理人の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者又は代理人と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。</li> <li>施設は、施設サービス計画を作成又は変更した場合には、利用者又は代理人に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。</li> </ul>
介 護	<p>利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入浴又は清拭は週2回以上行います。</li> <li>適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。</li> <li>おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えます。</li> <li>褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備します。</li> <li>その他、離床、着替え、整容等の介護を適切に行います。</li> </ul>
食 事	<p>栄養並びに利用者の体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事とっていただくことを原則としています。</p> <p>【食事時間】 朝食 8時00分～          昼食 12時00分～          夕食 17時00分～</p>

相談及び援助	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はご家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行います。
社会生活上の便宜	施設に教育娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションを行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常生活を営むために必要な行政手続きについて、利用者又はご家族が行うことが困難である場合は、同意を得た上で代わって行います。</li> <li>・ 常に利用者のご家族との連携を図るとともに、利用者のご家族との交流の機会を確保するように努めます。</li> <li>・ 利用者の外出の機会を確保するように努めます。</li> </ul>
機能訓練	機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減衰を防止するための訓練を実施します。
栄養管理	利用者ごとに栄養ケア計画を作成し、利用者の栄養管理を計画的に行います。
口腔衛生の管理	歯科医師又は歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔衛生管理を計画的に行います。
健康管理	医師又は看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧・体重測定など、常に利用者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行います。

## (2) 介護保険給付対象外サービス

施設は利用者又は代理人との合意に基づき、以下の介護保険給付対象外サービスを提供するものとします。

### ① 貴重品の管理

利用者又は代理人の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下のとおりです。

- ・ 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預けている預金
- ・ お預かりするもの：上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑
- ・ 保管管理者：施設長
- ・ 出納方法： 保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。  
保管管理者は入出金の都度、入出金記録を作成し、その写しを利用者又は代理人へ交付します。

### ② 教養娯楽設備等の提供、レクリエーション、クラブ活動

利用者又は代理人の希望により教養娯楽設備等を提供し、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

### ③ 理美容サービス

理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。 実費

### ④ インフルエンザ予防対策

利用者及び代理人、ご家族の意向を確認し、インフルエンザ予防接種を行います。

⑤ 利用者の移送

利用者の通院や入院時の移送サービスを行います。

【対象地域】 士別市内（無料）

対象地域を超える場合は、原則超えた分につき1km 当たり 25 円をご負担いただきます。

5 利用料等

サービスを利用した場合の「基本施設サービス費」は以下のとおりです。お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。ただし、支払方法が償還払いになる場合は、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、施設からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。

- (1) 基本施設サービス費 \*表は1単位10.00円の場合の例です。実際には地域ごとの単価に変更ください。

			単位数 (1単位10円)	費用額 (10割)	利用者負担額		
					1割	2割	3割
介護福祉施設サービス費（1日につき）	介護福祉施設サービス費（Ⅰ） 【従来型個室】	要介護 1	589単位	5,890円	589円	1,178円	1,767円
		要介護 2	659単位	6,590円	659円	1,318円	1,977円
		要介護 3	732単位	7,320円	732円	1,464円	2,196円
		要介護 4	802単位	8,020円	802円	1,604円	2,406円
		要介護 5	871単位	8,710円	871円	1,742円	2,613円
	介護福祉施設サービス費（Ⅱ） 【多床室】	要介護 1	589単位	5,890円	589円	1,178円	1,767円
		要介護 2	659単位	6,590円	659円	1,318円	1,977円
		要介護 3	732単位	7,320円	732円	1,464円	2,196円
		要介護 4	802単位	8,020円	802円	1,604円	2,406円
		要介護 5	871単位	8,710円	871円	1,742円	2,613円

- (2) 加算・減算

\*要件を満たす場合には、上記の基本部分に料金が加算又は減算されます。

\*算定の見込みのある加算についてのみ追加記載ください。

介護保険給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者負担額を変更します。  
また、上記基本施設サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

【加算名】		単位数 (1単位10円)	費用額 〈10 割〉	利用者負担額		
				1割	2割	3割
日常生活継続支援加算	(Ⅰ)	36単位/日	360円	36円	72円	108円
	(Ⅱ)	46単位/日	460円	46円	92円	138円
看護体制加算	(Ⅰ)イ	6単位/日	60円	6円	12円	18円
	(Ⅰ)ロ	4単位/日	40円	4円	8円	12円
	(Ⅱ)イ	13単位/日	130円	13円	26円	39円
	(Ⅱ)ロ	8単位/日	80円	8円	16円	24円
夜勤職員配置加算	(Ⅰ)イ	22単位/日	220円	22円	44円	66円
	(Ⅰ)ロ	13単位/日	130円	13円	26円	39円
	(Ⅱ)イ	27単位/日	270円	27円	54円	81円
	(Ⅱ)ロ	18単位/日	180円	18円	36円	54円
	(Ⅲ)イ	28単位/日	280円	28円	56円	84円
	(Ⅲ)ロ	16単位/日	160円	16円	32円	48円
	(Ⅳ)イ	33単位/日	330円	33円	66円	99円
	(Ⅳ)ロ	21単位/日	210円	21円	42円	63円
生活機能向上連携加算	(Ⅰ)	100単位/月	1,000円	100円	200円	300円
	(Ⅱ)	200単位/月	2,000円	200円	400円	600円
個別機能訓練加算	(Ⅰ)	12単位/日	120円	12円	24円	36円
	(Ⅱ)	20単位/月	200円	20円	40円	60円
	(Ⅲ)	20単位/月	200円	20円	40円	60円
ADL維持等加算	(Ⅰ)	30単位/月	300円	30円	60円	90円
	(Ⅱ)	60単位/月	600円	60円	120円	180円
若年性認知症入所者受入加算		120単位/日	1,200円	120円	240円	360円
常勤医師配置加算		25単位/月	250円	25円	50円	75円
精神科医療養指導加算		5単位/日	50円	5円	10円	15円
障害者生活支援体制加算	(Ⅰ)	26単位/日	260円	26円	52円	78円
	(Ⅱ)	41単位/日	410円	41円	82円	123円
外泊時費用		246単位/日	2,460円	246円	492円	738円
(居宅サービスを利用した時)		560単位/日	5,600円	560円	1,120円	1,680円
初期加算		30単位/日	300円	30円	60円	90円
退所時栄養情報連携加算		70単位/回	700円	70円	140円	210円
再入所時栄養連携加算		200単位/回	2,000円	200円	400円	600円
退所前訪問相談援助加算		460単位/回	4,600円	460円	920円	1,380円

退所後訪問相談援助加算		460 単位/回	4,600 円	460 円	920 円	1,380 円	
退所時相談援助加算		400 単位/回	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円	
退所前連携加算		500 単位/回	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円	
退所時情報提供加算		250 単位/回	2,500 円	250 円	500 円	750 円	
協力医療機関連携加算	(1)	50 単位/月	500 円	50 円	100 円	150 円	
	(2)	5 単位/月	50 円	5 円	10 円	15 円	
栄養マネジメント強化加算		11 単位/日	110 円	11 円	22 円	33 円	
経口移行加算		28 単位/日	280 円	28 円	56 円	84 円	
経口維持加算	(I)	400 単位/月	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円	
	(II)	100 単位/月	1,000 円	100 円	200 円	300 円	
口腔衛生管理加算	(I)	90 単位/月	900 円	90 円	180 円	270 円	
	(II)	110 単位/月	1,100 円	110 円	220 円	330 円	
療養食加算		6 単位/回	60 円	6 円	12 円	18 円	
特別通院送迎加算		594 単位/月	5,940 円	594 円	1,188 円	1,782 円	
配置医師緊急時対応加算	(勤務時間外)	325 単位/日	3,250 円	325 円	650 円	975 円	
	(早朝・夜間)	650 単位/日	6,500 円	650 円	1,300 円	1,950 円	
	(深夜)	1,300 単位/日	13,000 円	1,300 円	2,600 円	3,900 円	
看取り介護加算	(I)	死亡日以前31日以上45日以下	72 単位/日	720 円	72 円	144 円	216 円
		死亡日以前 4 日以上30日以下	144 単位/日	1,440 円	144 円	288 円	432 円
		死亡日以前 2 日又は 3 日	680 単位/日	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
		死亡日	1,280 単位/日	12,800 円	1,280 円	2,560 円	3,840 円
	(II)	死亡日以前31日以上45日以下	72 単位/日	720 円	72 円	144 円	216 円
		死亡日以前 4 日以上30日以下	144 単位/日	1,440 円	144 円	288 円	432 円
		死亡日以前 2 日又は 3 日	780 単位/日	7,800 円	780 円	1,560 円	2,340 円
		死亡日	1,580 単位/日	15,800 円	1,580 円	3,160 円	4,740 円
在宅復帰支援機能加算		10 単位/日	100 円	10 円	20 円	30 円	
在宅・入所相互利用加算		40 単位/日	400 円	40 円	80 円	120 円	
認知症専門ケア加算	(I)	3 単位/日	30 円	3 円	6 円	9 円	
	(II)	4 単位/日	40 円	4 円	8 円	12 円	
認知症チームケア推進加算	(I)	150 単位/月	1,500 円	150 円	300 円	450 円	
	(II)	120 単位/月	1,200 円	120 円	240 円	360 円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算		200 単位/日	2,000 円	200 円	400 円	600 円	
褥瘡マネジメント加算	(I)	3 単位/月	30 円	3 円	6 円	9 円	
	(II)	13 単位/月	130 円	13 円	26 円	39 円	
排せつ支援加算	(I)	10 単位/月	100 円	10 円	20 円	30 円	
	(II)	15 単位/月	150 円	15 円	30 円	45 円	
	(III)	20 単位/月	200 円	20 円	40 円	60 円	

自立支援促進加算		280単位/月	3,000円	300円	600円	900円		
科学的介護推進体制加算	(Ⅰ)	40単位/月	400円	40円	80円	120円		
	(Ⅱ)	50単位/月	500円	50円	100円	150円		
安全対策体制加算(入所初日)		20単位/日	200円	20円	40円	60円		
高齢者施設等感染対策向上加算	(Ⅰ)	10単位/月	100円	10円	20円	30円		
	(Ⅱ)	5単位/月	50円	5円	10円	15円		
新興感染症等施設療養費		240単位/日	2,400円	240円	480円	720円		
生産性向上推進体制加算	(Ⅰ)	100単位/月	1,000円	100円	200円	300円		
	(Ⅱ)	10単位/月	100円	10円	20円	30円		
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	22単位/日	220円	22円	44円	66円		
	(Ⅱ)	18単位/日	180円	18円	36円	54円		
	(Ⅲ)	6単位/日	60円	6円	12円	18円		
介護職員等処遇改善加算	(Ⅰ)						14.0%	
	(Ⅱ)						13.6%	
	(Ⅲ)						11.3%	
	(Ⅳ)						9.0%	
	(Ⅴ)	(1)						12.4%
		(2)						11.7%
		(3)						12.0%
		(4)						11.3%
		(5)						10.1%
		(6)						9.7%
		(7)						9.0%
		(8)						9.7%
		(9)						8.6%
		(10)						7.4%
(11)						7.4%		
(12)						7.0%		
(13)						6.3%		
(14)						4.7%		
身体拘束廃止未実施減算							10%/日減算	
栄養マネジメント未実施減算							14単位/日減算	
安全管理体制未実施減算							5単位/日減算	
業務継続計画未実施減算							所定単位の3%	
高齢者虐待防止未実施減算							所定単位の1%	



- ① 日常生活継続支援加算  
認知症高齢者等が一定割合以上入所してかつ介護福祉士資格を有する職員を一定の割合配置
- ② 看護体制加算  
常勤の看護師配置と、一定以上の看護師配置をしている場合
- ③ 夜勤職員配置加算  
夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置
- ④ 生活機能向上連携加算  
自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリ専門職と連携し、訓練を実施した場合
- ⑤ 個別機能訓練加算 ※（Ⅲ）のみ新設  
機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実施した場合
- ⑥ ADL維持等加算  
利用者の日常生活動作（ADL）を Barthel Index(バーセルインデックス)\*という指標を用いて、6月ごとの状態変化が見られた場合  
\* Barthel Index(バーセルインデックス)広く用いられているADLを評価する指標です。食事、車いすからベッドへの移動、整容、トイレ動作、入浴、歩行、階段昇降、着替え、排便コントロール、排尿コントロールの10項目を5点刻みで点数化し、その合計を100点満点で評価する仕組みです。
- ⑦ 若年性認知症入所者受入加算  
若年性認知症患者の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合
- ⑧ 常勤医師配置加算  
常勤専従の医師を1名以上配置している場合
- ⑨ 精神科医療養指導加算  
認知症を有する高齢者が全入所者の3分の1以上を占めていて、精神科医師の定期的な療養指導が月2回以上行われた場合
- ⑩ 障害者生活支援体制加算  
入所している視覚障害者の人数や割合を満たし、専従常勤の障害者生活支援専門員を配置している場合

- ⑪ 外泊時費用加算（居宅サービスを利用した場合）  
介護老人福祉施設の入所者が居宅に外泊し、特別養護老人ホーム等から居宅サービスを提供した場合  
\* 1月につき6回まで。外泊時費用を算定している場合は算定できません。
- ⑫ 初期加算  
介護保険施設等の利用開始にあたって、入所者が施設等での生活に慣れるために行う場合。入所・入居・登録をした日から起算して30日以内
- ⑬ 退所時栄養情報連携加算 ※新設  
介護保険施設から居宅、他の介護保険施設等に退所する方の栄養管理に関する情報連携が切れ目なく行われるようにする観点から、介護保険施設の管理栄養士が、介護保険施設の入所等の栄養管理に関する情報について、他の介護保険施設や医療機関等に提供する場合
- ⑭ 再入所時栄養連携加算  
退所した利用者が再度入所した場合に、初回の入所時との栄養ケア計画の作成とは大きくことなるため、施設の管理栄養士と連携する病院の管理栄養士とが、連携して栄養ケア計画を作成した場合
- ⑮ 退所前訪問相談援助加算  
入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師が、当該入所者の居宅等を訪問し、退所後の介護サービスについての相談援助や連絡調整等を行った場合
- ⑯ 退所後訪問相談援助加算  
退所後30日以内に当該入所者の居宅等を訪問し、入所者及びその家族等への相談援助や連絡調整等を行った場合
- ⑰ 退所時相談援助加算  
入所期間が1月を超えると見込まれる入所者及びその家族等に対して、退所後の介護サービスについての相談援助を行い、かつ、退所から2週間以内に市町村及び老人介護支援センターに対して入所者の介護状況を示す文書を添えて情報提供している場合
- ⑱ 退所前連携加算  
入所期間が1月を超える入所者の退所に先立って、居宅介護支援事業者に対して入所者の介護状況を示す文書を添えて情報提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後のサービス利用に関する調整を行った場合
- ⑲ 退所時情報提供加算 ※新設  
入所者が医療機関へ退所した場合に医療機関へ生活支援上の留意点等の情報を提供することを評価

⑳ 協力医療機関連携加算 ※新設

介護保険施設等において、定期的なカンファレンスの実施による協力医療機関\*との連携体制の構築をした場合

(1) 協力医療機関の要件①～③を満たす場合

(2) それ以外の場合

\*協力医療機関の要件

① 入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う帯背を常時確保していること

② 高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること

③ 入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること

※(1)の単位について、令和6年度は100単位/月ですが、令和7年度からは50単位/月となります。

㉑ 栄養マネジメント強化加算

管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50（施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合は70）で除して得た数以上配置しており、低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師などが共同して作成した栄養ケア計画に従って、食事の観察（ミールラウンド）を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好などを踏まえた食事の調整などを実施した場合

㉒ 経口移行加算

経管栄養の入所者ごとに経口移行計画を作成し、計画に従った栄養管理・支援を行った場合

㉓ 経口維持加算

医師の指示に基づき、多職種が共同して、現に経口により食事を摂取する者であって摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、入所者の栄養管理をするための会議等を行い、入所者ごとに経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成し、当該計画に従い、要件を満たす多職種による支援が行われた場合

㉔ 口腔衛生管理加算

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに関する技術的助言及び指導を月1回以上実施し、技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されている場合

㉕ 療養食加算

療養食の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されており、入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われている場合

②⑥ 特別通院送迎加算 ※新設

透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情がある方に対して、1月12回以上、通院のため送迎を行った場合

②⑦ 配置医師緊急時対応加算（早朝・夜間、深夜、通常の勤務時間外の場合）

複数名の配置医師を配置、又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて24時間対応できる体制を確保しており、施設の求めに応じて、早朝、夜間又は深夜又は配置医師の通常の勤務時間外に訪問診療し、診療を行った理由を記録した場合

②⑧ 看取り介護加算

医師が回復の見込がないと判断した利用者に対して、人生の最期の時までその人らしさを維持できるように、利用者やご家族の意思を尊重して、医師、看護師、看護職員が連携を保ちながら看取りをする場合

②⑨ 在宅復帰支援機能加算

在宅復帰支援を積極的に行い、一定割合（20%）以上の在宅復帰を実現した場合

③⑩ 在宅・入所相互利用加算

在宅生活を継続する観点から、予め在宅期間及び入所期間を定め、当該施設の居室を計画的に利用している折、在宅での生活期間中の介護支援専門員と施設の介護支援専門員との間で情報交換を行い、双方合意の上、介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等に対して当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ている場合

③⑪ 認知症専門ケア加算

認知症自立度Ⅲ以上の入所者の割合が50%以上の施設において、認知症介護実践リーダー研修修了者を①認知症自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1人以上、②20人以上の場合は10人ごとに1人以上配置し、認知症に関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的で開催している場合

③⑫ 認知症チームケア推進加算 ※新設

施設における利用者の総数のうち、「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」の占める割合が2分の1以上

「行動・心理症状の予防・出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修」を修了している者、又は「認知症介護に係る専門的な研修」及び「認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修」を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる行動・心理症状に対応するチームを組んでいる。

対象者個別に行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施

行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、行動・心理症状の有無・程度の定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を実施している場合

③③ 認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師により、認知症の行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であり、緊急的な入所が適当であると判断された者に対しサービスを行った場合

③④ 褥瘡マネジメント加算

褥瘡管理に係る質の向上を図るため、多職種の共同により、入所者が褥瘡管理を要する要因の分析を踏まえた褥瘡ケア計画の作成（PLAN）、当該計画に基づく褥瘡管理の実施（DO）、当該実施内容の評価（CHECK）とその結果を踏まえた当該計画の見直し（ACTION）といったサイクル（以下「PDCA」という。）の構築を通じて、継続的に褥瘡管理に係る質の管理を行った場合

③⑤ 排せつ支援加算

排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより要介護状態を軽減できると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対し、多職種が共同して、排せつに介護を要する原因について分析し、分析結果に基づいた支援計画を作成、当該支援計画に基づく支援を継続的に実施した場合

③⑥ 自立支援促進加算

介護保険施設において、入所者が尊厳を保持し、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、支援計画に基づく必要な取り組みを実施した場合

③⑦ 科学的介護推進体制加算

さまざまなケアにより記録している利用者の状態像に関する情報について、科学的介護情報システム（LIFE・ライフ）へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを実施した場合

③⑧ 安全対策体制加算（入所初日）

入所者の介護事故による怪我・死亡を防ぐために、日頃から事故防止に関する研修や情報共有の機会を定期的実施している場合、入所者につき、入所初日に限って算定

③⑨ 高齢者施設等感染対策向上加算 ※新設

新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関（協定締結医療機関）との連携体制を構築しており、新興感染症以外の一般的な感染症\*協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っている。\*新型コロナウイルス感染症を含む。

感染症対策に係る一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受け、また、感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けた場合

④⑩ 新興感染症等施設療養費 ※新設

入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症\*に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合

\*現時点において指定されている感染症はありません。

④⑪ 生産性向上推進体制加算 ※新設

介護ロボットや ICT 等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行う場合

④⑫ サービス提供体制強化加算

介護福祉士の資格者等、経験豊富な職員を一定の割合配置

※サービス提供体制強化加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）又は日常生活継続支援加算のいずれかのみ算定可

④⑬ 介護職員処遇改善加算

介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした施設に対して支給される

④⑭ 身体拘束廃止未実施減算

身体拘束等の適正化を図るための措置\*が講じられていない場合

\*身体拘束等の適正化を図るための措置

- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すると共に、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※経過措置は1年

④⑮ 栄養マネジメント未実施減算

栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合

④⑯ 安全管理体制未実施減算

介護施設での事故を未然に防ぐために、強化対策（安全管理体制）を講じていない場合

④⑰ 業務継続計画未実施減算 ※新設

感染症や非常災害の発生時において業務継続計画（利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画の策定や、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）を策定していない、又

は業務継続計画に従って必要となる措置を講じていない場合

※2025（令和7）年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」の整備及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合は減算適用になりません。

④ 高齢者虐待防止未実施減算 ※新設

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合

(3) その他の費用

① 食事の提供に要する費用

ア 基本料金 1日当たり 1,445円  
（朝412円、昼521円、夕512円）

イ 入所・退所時等における食費の負担額

入所・退所の日においては、実際に取った食ごとの料金とします。ただし、その額がアに定める負担限度額を下回った場合はその額とします。なお、終日利用する場合には、特別な場合を除いて実際に取った食数にかかわらず1日当たりの額とします。（全ての食事を取らない場合を除く。）

② 利用者又は代理人が選定する特別な食事に関する費用の額

予め利用者又は代理人の選択により外食、注文食、行事食など、①に定める通常の食事の提供に要する費用の額では困難な食費の額については、通常の食費を控除した額を利用者又は代理人が負担します。当該額は、提供ごとの食事の内容による価格とします。

③ 理美容代

実費

④ 利用者の移送に係る費用及び距離

【対象地域】 士別市内（無料）

対象地域を超える場合は、原則超えた分につき1km当たり25円をご負担いただきます。

⑤ その他

ア インフルエンザ予防対策

実費

<居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)>

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けられている方は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。

令和6年8月1日から基準となる額面と新たにご負担いただく金額が変わります。

なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

【令和6年7月31日まで】

(日額)

対象者		区分 利用者 負担	居 住 費		食 費
			多床室	従来型個室	
生活保護受給の方					
世帯全員が	市町村民税非課税の 老年福祉年金受給の方	段階 1	0円	320円	300円
	市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円以下 の方	段階 2	370円	420円	390円
	非課税かつ本人年金収入等 が80万円超120万円以下	段階 3 ①	370円	820円	650円
	非課税かつ本人年金収入等 が120万円超	段階 3 ②	370円	820円	1,360円
世帯に課税の方がいるか、本人が市町村民税課税		段階 4	855円	1,171円	1,445円

【令和6年8月1日より】

(日額)

対象者		区分 利用者 負担	居 住 費		食 費
			多床室	従来型個室	
生活保護受給の方					
世帯全員が	市町村民税非課税の 老年福祉年金受給の方	段階 1	0円	380円	300円
	市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円以下 の方	段階 2	430円	480円	390円
	非課税かつ本人年金収入等 が80万円超120万円以下	段階 3 ①	430円	880円	650円
	非課税かつ本人年金収入等 が120万円超	段階 3 ②	430円	880円	1,360円
世帯に課税の方がいるか、本人が市町村民税課税		段階 4	915円	1,231円	1,445円



## 6 利用料金のお支払方法

施設利用料金は、月ごとに計算し、ご請求させていただきます。

お支払いにつきましては、サービス利用の翌月の中旬頃、インターネットバンキングの手続きをさせていただいた方については、預金通帳より引き落とさせていただきます。

また、ネットバンキングによる引き落としが出来ない場合は、社会福祉法人三愛会が指定する金融機関に手数料とともに口座への振り込みによる支払いをお願いいたします。

## 7 施設を退所いただく場合等

### (1) 利用者の退所

施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。次の事由があった場合に、施設との契約は終了し、利用者に退所していただくことになります。

- ① 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 施設が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 利用者又は代理人から退所の申し出があった場合
- ⑥ 施設から退所の申し出を行った場合

### (2) 利用者からの退所の申出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、利用者から施設へ退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ 利用者が入院された場合
- ④ 施設若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 施設若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 施設若しくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

### (3) 施設からの申出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、施設から退所いただく場合があります。

- ① 利用者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者又は代理人によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催

告にもかかわらずこれが支払われない場合

- ③ 利用者又は代理人が、故意又は重大な過失により施設又はサービス従事者若しくは、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者が介護老人保健施設に入所した場合若しくは介護医療院に入院した場合
- ⑤ 利用者又は代理人、ご家族から従業者に対してハラスメント行為があった場合

(4) 施設をご利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応

3月以内の退院が見込まれない場合

3月以内の退院が見込まれない場合は、原則解約となります。しかし、利用者本人の病状、その置かれている環境等を踏まえ、再入所又は解約のどちらかの措置を相談することができます。

(5) 円滑な退所のための援助

利用者が施設を退所する場合には、利用者の希望により、施設は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

- ① 適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ② 居宅介護支援事業者の紹介
- ③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

## 8 代理人等について

(1) 施設では、契約締結に当たり、代理人、連帯保証人及び身元保証人の設定をお願いしています。

- ① 代理人は、利用者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。
- ② 代理人は原則として連帯保証人を兼ねることとします。ただし、施設と代理人と協議の上、代理人とは別の者を連帯保証人とすることができるものとします。
- ③ 連帯保証人は身元保証人を兼ねるものとします。

(2) 代理人の職務は、次のとおりとします。

- ① 利用者に代わって又は利用者とともに、契約書に定める同意又は要請、解約・解除の意思表示及び手続き、その他利用者を代理して行う意思表示、施設の意思表示や報告・通知の受領、施設との協議等を行うこと。
- ② 利用者を代理して、又は利用者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。

(3) 連帯保証人の職務は次のとおりとします。

利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担すること。

(4) 身元保証人の職務は、次のとおりとします。

利用契約が終了した後、施設に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。

(5) 連帯保証人の負担する保証債務の内容は以下のとおりとします。

- ① 連帯保証人の負担は、極度額25万円を限度とします。
- ② 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに、確定

するものとします。

- ③ 施設は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。
- ④ 連帯保証人が死亡又は破産手続開始決定を受けた場合、若しくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、利用者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

## 9 サービス利用に当たっての留意事項

### (1) ご来所の際

- ① 利用者又は代理人は、体調の変化があった際には施設の従業者にご一報ください。
- ② 利用者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。

### (2) 禁止行為

以下の行為につきましては、ご遠慮ください。

- ② 決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等
- ② 従業者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと。
- ③ 施設内での金銭及び食物等のやりとり
- ④ 従業者に対する贈物や飲食のもてなし
- ⑤ 従業者及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力

### (3) 持ち込みの制限

- ① 盗難、事故防止の観点から金銭、高価な腕時計、貴金属等貴重品のお持ち込みはご遠慮下さい。  
万一紛失等発生した場合は施設では責任を負いかねます。

## 10 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡等を取るなど必要な措置を講じます。

## 11 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。  
災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（施設長・館洞 章彦）
- ② 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ 自然災害発生時又は感染症発生時の対策ガイドラインに沿った、「士別コスモス苑業務継続計画」を策定し、必要に応じ検討及び修正を行うとともに、定期的な研修会の実施、訓練の実施を行います。

## 12 事故発生及び緊急時の対応について

### (1) 事故発生時における基本方針

- ア 日頃より看護職員の指示のもと、職員一人一人が共通の意識を持ち、ご利用者様の状態観察を徹底し、状態変化をいち早く把握するよう努めます。
- イ 夜間帯での特変時(看護職員不在時)にはバイタル測定後、看護職員へ連絡し状況を出来る限り明確に報告します。  
(急を要する場合にはこれに限らず、市立病院へ救急車で搬送いたします。)
- ウ 付添の看護職員等からご家族へ状況を報告させていただきます。

### (2) 事故発生時の対応手順について

- ア 最善の処置  
介護事故が発生した場合、先ずご利用者様に対して可能な限り緊急処置を行います。  
引き続き速やかに看護職員へ連絡し、最善の処置を施していきます。
- イ 施設長への報告  
速やかに施設長へ報告し、施設にて対応できない状況であれば市立病院へ救急車で搬送し、担当医師の指示を仰ぎます。
- ウ ご家族への説明等  
出来る限り速やかにご利用者様のご家族へ誠意を持って状況を説明し、ご家族の申出についても誠実に対応させていただきます。

## 13 身体拘束の禁止

### 身体拘束等について

当施設は※身体拘束廃止等適正化委員会を設置しています。

原則として、入所者に対して身体拘束等を行いません。

ただし、入所者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶような緊急やむを得ない場合には、入所者及びその家族等に対して説明し同意を得た上で、次に掲げる事項に留意し、必要最小限の範囲で身体抑制を行うことがあります。身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行います。

(1) 下記の各号に該当する全て緊急やむを得ない理由があること。

- (ア) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (イ) 非代替性・・・身体拘束以外に、入所者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (ウ) 一時性・・・入所者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

(2) 入所者又はその家族に対して緊急やむを得ない身体拘束に関する説明を行い、その他の方法がなかったか等検討いたします。

(3) 身体拘束の解除(改善方法)、期間の見直し等については随時、又は最大3か月に1回は検討を行い、入所者又はその家族に説明を行い、同意を得ます。

(4) 前号(1)から(3)の判断・家族に対して説明を行い、緊急やむを得ない場合の身体拘束の実施を行います。

### ※身体拘束廃止等適正化委員会とは

当施設は、身体拘束廃止に向けての現状の把握及び改善に向けての検討、並びに身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き、身体拘束を実施した場合の解除の検討、身体拘束廃止に関する職員全体へ啓発のための身体拘束廃止等適正化委員会を設置しています。

身体拘束廃止等適正化委員会は次の事項を行います。

- ①各職種、各業務の身体拘束廃止に向けた取り組みに関すること。
- ②身体拘束廃止に向けての取り組みの実施・指導に関すること。
- ③職員の教育・研修に関すること。
- ④身体拘束に関する事故などに対応した適切な事故処理に関すること。
- ⑤その他、身体拘束廃止に関し、必要と認められる事項

### 14 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

#### 高齢者虐待防止について

当施設は、入所者等の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	館洞章彦（施設長）
-------------	-----------

- (2)成年後見制度の利用を支援します。

- (3)苦情解決体制を整備しています。

- (4)従業者に対する人権擁護・虐待防止を啓発するための研修の機会を確保します。

- (5)従業者が支援に当たっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める研修の機会や環境の整備に努めます。

- (6)サービス提供中に、当施設の従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します。

### 15 守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た利用者及び代理人の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

### 16 苦情相談窓口

- (1) 当施設における苦情の受付体制

当施設における苦情については以下の窓口で受け付け、対応いたします。

苦情受付担当者 本間典子（介護主任） / 岩井陽祐（生活相談係長）

苦情解決責任者（担当者） 館洞章彦（施設長）

受付時間 平日 午前9時00分～午後5時30分

電 話 0165-22-2280 / FAX 0165-22-3733

(2) 行政機関その他苦情受付機関

士別市役所内 士別市高齢者福祉課  
所在地 士別市東6条4丁目  
電話 0165-26-7752  
受付時間 午前8時30分～午後5時15分

(3) 北海道国保健康保険連合会

所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館1階  
電話 011-231-5175 / FAX 011-233-2178  
受付時間 平日 午前9時00分～午後5時00分

17 協力医療機関等

入所（ご利用）中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者様の希望により下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

ただし、次の医療機関での診療及び入院治療を義務づけるものではありません。

ア 協力医療機関

- ・名称 士別市立病院 / 所在地 士別市東11条5丁目3029番地1
- ・診療科 内科、外科、整形外科、婦人科、精神神経科、皮膚科、眼科、泌尿器科、麻酔科

イ 協力歯科医院

- ・名称 風連歯科診療所 / 所在地 名寄市風連町西町78-61

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、署名欄にご記入いただいた連絡先に連絡します。

18 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

施設は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者又は代理人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、施設が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者又は代理人が、施設及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

19 介護相談員の受け入れについて

- (1) 介護保険のサービスを利用者している方やそのご家族から、サービスに対する要望・疑問・不満などをお聞きし、サービスを提供している事業者との橋渡しをし、より良い介護サービスを受けていただくことを目的に介護相談員の受け入れをいたします。
- (2) 活動内容は、介護保険施設等を定期的に訪問し、サービスを受けている方やそのご家族からお話しをお聞きしたり、ご相談をお受けしたりしています。そして、その内容を施設に伝えていただき、問題の解決や改善につなげます。
- (3) 相談員の受け入れに際して、サービス改善のために必要最低限の個人情報を介護相談員に提供する場合があります、相談員の方々には守秘義務を守っていただきます。

20 サービスの第三者評価の実施状況について

当該施設で提供しているサービス内容や課題等について、第三者の評価を行っています。

第三者評価の実施の有無	なし
実施した直近の年月日	
第三者評価機関名	
評価結果の開示状況	
介護サービス情報サービスの公表	あり

令和 年 月 日

施設介護のサービス提供に当たり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づき重要事項を説明しました。

介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 士別コスモス苑

説明者 職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定介護福祉施設サービスの提供について重要事項の説明を受け、これに同意いたしました。

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

代表家族(代理人) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

続 柄 \_\_\_\_\_

成年後見人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印